

K+RunningClub（ケイプラスランニングクラブ）規約

第1条（名称）

本クラブは、K+RunningClub（ケイプラスランニングクラブ、以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（事務局）

本クラブの事務局を京都府京都市右京区西京極野田町39番地、学校法人光華女子学園内に置く。

第3条（目的）

本クラブは、陸上競技を通し、トップアスリートの指導の下、こどもを中心に、青少年、社会人、地域住民に対して、陸上競技を中心としたスポーツ活動に関する事業を行い、スポーツの普及および健全育成並びにスポーツ文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

第4条（本クラブへの入会資格）

本クラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という）は、次の各号に定めるすべての条件を満たしていなければならない。なお、入会希望者が未成年者の場合は、入会希望者の保護者においても④の条件を満たさなければならない。

- ①本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を遵守できる者
- ②医師から激しい運動を禁じられていない健康状態にある者
- ③入会希望者が未成年者である場合は、その保護者が本クラブへの入会およびプログラムへの参加に同意している者
- ④コースごとに定める対象年齢、その他の条件を充たす者

第5条（本クラブへの入会手続）

入会希望者は、写真を貼付した「入会届」（別紙1）、「健康申告書」（別紙2）、「クラブ顧問承諾書」（別紙3）、「入会に関する誓約書」（別紙4）に必要事項を記入し、本クラブ事務局に提出し入会を申し込むものとする。なお、「クラブ顧問承諾書」は該当者のみ提出すること。

- 2 本クラブは、入会希望者が前条に規定する入会資格を満たしているか審査のうえ、入会を承認するものとする。なお、入会希望者が本クラブ所定の定員を超過した場合は、入会資格を満たす者であっても入会を承認しないことがある。
- 3 本クラブが入会を承認した者を、本クラブの会員（以下「会員」という）とする。

第6条（会員資格）

会員資格は、入会金を納めることにより、入会の時期に関わらず年度末まで有効とする。

- 2 更新の際は、更新料を納めることにより、会員資格が1年間延長される。

第7条（入会金、更新料、保険料、会費）

会員は、本クラブに対し、別表1に定める入会金、更新料、保険料、会費（いずれも消費税込み）を支払わなければならない。

- 2 会員は、入会金、更新料、保険料、会費を、次の方法により本クラブに支払うものとする。
 - ①入会金、更新料、保険料、会費（回数券を除く）の集金業務は、本クラブ指定の集金代行会社である大阪ガスファイナンス株式会社が実施する。

- ②入会金、更新料、保険料、会費（回数券を除く）は、別表2-1、別表2-2に定める金額を口座振替（銀行口座からの自動引落）により支払う。
- ③口座振替は、毎月28日（28日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落とすものとする。
- ④会員は、本クラブ所定の銀行口座振替申請用紙に必要事項を記載し、コースごとの所定の期日までに本クラブ事務局に提出しなければならない。
- ⑤回数券の代金は、現金により一括で支払うものとする。
- ⑥回数券の使用は、購入の時期に関わらず年度内に限る。
- ⑦回数券の追加購入は可能であるが、一度購入した回数券に残余が生じても払い戻しは一切行わない。

第8条（会費等の不返金）

本クラブは、会員が一旦納入した入会金、更新料、保険料は、理由の如何を問わず返金しない。会費は、次の各号に該当する場合を除いて理由の如何を問わず返金しない。

- ①第11条の規定により本クラブを中途退会する場合または第14条の規定により会員資格を取り消された場合であって、口座振替の停止手続に日数を要することにより、退会日または会員資格喪失日以降の会費が引き落とされた場合
- ②第9条第2項の規定によりプログラムの開講が中止された場合であって、代替のプログラムが開講されなかった場合（自己都合による欠席に対しての返金はしない）

第9条（指導の回数・期間）

プログラムの開講日、期間、時間、回数等については、コースごとに定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本クラブは、止む得ない事由が発生した場合は、プログラムの開講日および開講時間を変更し、または中止することがある。この場合、本クラブは原則1週間前までに本クラブのホームページに掲載する方法またはその他の方法で連絡するものとするが、災害等の緊急事態発生時はこの限りではない。

第10条（健康管理）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、ただちにその旨を本クラブに申し出て、プログラムの欠席または中途退会など必要な措置を取るものとする。なお、③については会員が同居する家族が該当する場合も含む。

- ①心臓疾患、肝臓疾患等、医師から激しい運動を禁止される病気に罹患した場合
- ②37度以上の発熱がある場合
- ③結核、赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、百日咳、インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそう、おたふく風邪、結膜炎等の伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している場合、もしくは罹患の疑いがある場合

- 2 本クラブは、会員の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対してプログラムを休むことを勧告することがある。

第11条（会員の遵守事項）

会員は次の各号を厳守しなければならない。

- ①明るく楽しく元気良く行動すること
- ②運動を行うに適した健康状態であること
- ③時間を守ること
- ④プログラムを無断で欠席しないこと。遅刻、欠席の際は、必ず連絡をすること
- ⑤スポーツ傷害が起こった場合、必ず本クラブへ連絡し、本クラブの指示に従うこと
- ⑥本クラブ施設の利用に際しては、施設利用に関する諸規則及び施設管理者ならびに本クラブコーチ等の指示に従うこと

第12条（中途退会）

会員は、各プログラムにおいて定められる会期（4月1日から翌年3月31日まで）の終了時期までプログラムに参加することを原則とするが、第10条に基づく場合やその他やむを得ない事由が生じた場合は本クラブの承認を得て中途退会することができる。

- 2 中途退会を希望する会員は、退会届（別紙5）を本クラブ事務局に提出しなければならない。また中途退会申出日をもって本クラブを退会し、会員資格を喪失するものとする。
- 3 本クラブは、退会日後の会費を徴収しない。なお、回数券に残余が生じても返金しない。
- 4 再入会の場合は、改めて入会金が必要となる。

第13条（自動継続）

会員は、1年間のプログラム終了後、4月に開講する翌年度のプログラムに自動的に継続して参加するものとする。

- 2 会員が3月1日までに、翌年度のプログラムに参加を継続しない旨を申し出た場合は3月31日をもって退会するものとする。
- 3 会員が3月1日までに、翌年度のプログラムに参加を継続しない旨の申し出がない場合であって、4月1日時点で参加資格を満たすコースが存在しない場合は自動的に退会するものとする。

第14条（会員資格の取消し等）

本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブへの入会承認もしくは会員資格を取り消し、またはプログラムへの参加を断ることができる。

- ①入会を承認された後、所定の期日までに入会金を支払わない場合
- ②会員資格の継続の際、4月中に更新料を支払わない場合
- ③2ヵ月連続で理由なく会費を納入しない場合
- ④入会申込書に虚偽の事実を記載し入会承認を得た場合
- ⑤第4条に定める入会資格を満たさない状態となり、プログラムへの参加継続が不適當であると本クラブが認めた場合
- ⑥その他、本規約に違反したり、スポーツマンシップに反する行動を繰り返したりする等、本クラブが会員としてふさわしくないと認めた場合

第15条（事故の責任等）

会員においてプログラム参加中または本クラブ施設の利用中に人的または物的事故が生じた場合、本クラブは、本クラブに重大な過失がある場合を除いて一切の損害賠償責任を負わないものとする。

- 2 本クラブは、会員に対して傷害保険を付保し、傷害が発生した場合は加入保険の限度で保障する。

第16条（情報の管理）

本クラブは、入会申込書に記載された入会希望者の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（入会希望者の保護者に関する個人情報も含む）を、本クラブへの入会審査および審査結果連絡の目的でのみ管理、使用する。

- 2 本クラブは、本クラブの運営を通じて取得する会員の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（会員の保護者に関する個人情報も含む）を、本クラブの運営に必要な範囲でのみ管理、使用し、または第三者に提供（保険付保のための手続等）する。
- 3 本クラブは、会員の肖像（個人が特定可能な写真、動画など）、個人情報（氏名、所属など）を広報媒体（チラシ、ウェブサイト、その他の広報物や本クラブが許可し取材を受けた取材先の媒体）への掲載、利用を目的に使用する。
- 4 本クラブは、会員の活動記録、情報等を会員の状態把握等の目的で使用する。
- 5 会員は、特別な事情によりウェブサイトで公開された肖像・個人情報（HTML形式、PDF

ファイルなど)の削除を希望する場合、同意の取り消しを行うことができる。ただし、紙媒体として配布される印刷物などについては対応することはできないことがある。

6 K+RunningClubのノウハウ、コーチ、他の参加者の肖像権保護のため、会員(保護者を含む)によるプログラム中の写真およびビデオ等の撮影を一切禁止する。

第17条(規約の改正)

本クラブは、本規約を随時改正することができる。

2 改正後の本規約については、本クラブのホームページに掲載する。

第18条(施行)

本規約は、2015年9月1日より施行する。

附則(2017年8月1日改正)

本規約は、2017年8月1日より施行する。

附則(2018年4月1日改正)

本規約は、2018年4月1日より施行する。

附則(2020年4月1日改正)

本規約は、2020年4月1日より施行する。

附則(2021年4月1日改正)

本規約は、2021年4月1日より施行する。

別表1 入会金、更新料、保険料、会費

		入会・再入会時	更新時
入会金		6,500円	
更新料			2,000円
保険料		3,000円	3,000円
会費	通年	80,000円(40回) (1回あたり2,000円)	80,000円(40回) (1回あたり2,000円)
	通年特割	64,000円(40回) (1回あたり1,600円)	64,000円(40回) (1回あたり1,600円)
	回数券	1回 2,600円 12回 28,800円	6回 15,000円 18回 41,400円

※通年特割会費は、小学生プログラムで光華小学校在籍者対象。

別表2-1 口座振替金額(入会・再入会の場合)

入会月 入会金 6,500円 保険料 3,000円

毎月 開講予定回数×1回あたり金額

※途中入会の場合は、入会以後の開講予定回数×1回あたり金額

別表2-2 口座振替金額(継続の場合)

4月 更新料 2,000円 保険料 3,000円

毎月 開講予定回数×1回あたり金額